

# 札幌市公文書管理審議会（平成29年度第2回）

## 会 議 録

日 時：平成30年1月31日（火）午後2時開会  
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

## 1. 開 会

○大濱会長 それでは、定刻になりましたので、平成29年度第2回札幌市公文書管理審議会を開催します。

事務局から報告事項をお願いします。

○事務局（中川行政部長） 行政部長の中川でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

例年この時期に開催する審議会では、平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄や移管につきまして、委員の皆様からご意見を頂戴し、市の最終的な判断に反映させていくものでございます。昨年の12月末に資料を皆様にお送りし、ご質問なども既にいただいているところであります。これらの回答、説明につきましては、本日の議題の中で織りまぜてご説明させていただきたいと存じます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の出席状況からご報告いたします。

本日、全員がご出席されておりますので、会議の定足数を満たしております。

次に、昨年11月1日付で事務局に人事異動がございましたので、ご報告とご挨拶をさせていただきます。

○事務局（高井公文書館長） 昨年の11月1日から公文書館長になりました高井と申します。

平成27年3月まで総務課の文書事務担当係長としてこの審議会にかかわっておりまして、2年7カ月のブランクがあったのですが、審議会としても約3年弱ぶりに出席しているところです。

今後よろしく願いいたします。

○事務局（中川行政部長） 次に、資料の確認でございますけれども、総務課長からご説明をさせていただきます。

○事務局（柳沼総務課長） 総務課長の柳沼でございます。よろしく願いいたします。

まず、本日の会議の次第でございますけれども、お手元に資料がございますが、議題（1）は、平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の確認についてでございます。その下に（2）その他でございますけれども、こちらにつきましては、既に事務局からご案内させていただいておりますとおり、最初の議題の終了後、新採用職員研修や公文書館の運営状況についてご報告をさせていただきます。

それでは、議題（1）に関する資料について確認をさせていただきます。

まず、資料1として、A3判横の1枚物がございますけれども、移管決定までの経過についてです。また、資料2として、平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の移管指定状況です。そして、資料3として、平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧がございます。これらにつきましては、事前にお送りさせていただいているところではございますが、それぞれ一部訂正がございますので、皆様のお手元の右手に資料2と資

料3の変更箇所について記載した平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の変更一覧ということで、クリップどめをさせていただいた資料を置かせていただいております。こちらの2枚目、3枚目には、簿冊件数を訂正した資料2、資料3の表紙をお配りさせていただいております。最後に、資料4として、あらかじめ皆様からお受けいたしましたご質問とそれに対する回答を一覧にまとめたものをお配りさせていただいております。

資料の配付漏れはございませんでしょうか。

資料の確認は、以上でございます。

○大濱会長 資料の確認が終わりました。

そのほかの資料もありますが、それはそのときに説明するということですね。

## 2. 議 事

○大濱会長 議事に入りますが、事前に連絡があったと思いますけれども、最初の議題とその他、新採用職員研修と公文書館の運営状況の報告については、後でよろしくお願ひします。

平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定を議題としますので、この資料について事務局から説明してください。

○事務局（高井公文書館長） それでは、初めに、資料1と資料2について、私から説明いたします。

資料1ですが、これは移管指定までに至る経過と総枠的な数字についてご説明します。

まず、移管決定までなのですけれども、6月1日付で各課に保存期間を満了させるか、要するに、平成29年度が終わった時点で、今、管理している簿冊を手放すかどうかという判断を伺うものです。それを約1カ月の間に判断してもらいまして、6月30日までに手放さない、まだ予定を延長するという簿冊を抜いてもらいます。この結果、①の数字ですけれども、保存期間満了予定の12万冊のうち、1万3,000冊ほどを延長するというので、残りの10万7,000冊ほどについては、手放す、要するに、移管するか、廃棄するかにしますということ一旦決めてもらいます。その後、7月に入りましてから、移管するものをどれにするかという指定に入っていきます。これは、公文書館と各課の両方が並行して始めます。公文書館については、専門員を含む職員11名で、全ての保存年限の文書で手放すとした保存期間を満了する簿冊の10万7,000冊について見ていきます。その結果、576冊を移管すると指定します。一方、各課のほうでも同時期に移管するかどうかという判断をしてもらい、今回は、結果として258冊が移管と指定されました。

この両方が7月末に終わりまして、そこからは③に入りますが、公文書館と各課で意見が合わなかったものについて協議していきます。公文書館では、専門員6名と職員3名の9名で割り振りをして、各課と協議していく形になります。その結果、公文書館のみ指定した簿冊、あるいは各課のみ指定した簿冊ということでそれぞれ数字がありますが、結果

として、公文書館のみが指定した簿冊のうち、75冊がこの時点で延長に回されます。52冊については、内容等を確認したところ、それほど重要性がない等の判断によって廃棄に回ります。一方、各課のみ指定した簿冊につきましては、160冊のうち移管に至ったのは10冊で、あとは廃棄になります。

なお、この点につきましては、小谷委員から質問が出ておりましたので、後ほど詳細を説明いたします。

それから、その協議が終わった段階で、④ですが、最終的に移管する簿冊、延長、廃棄というふうに確定していきます。結果として、今回移管すると決めたのは459冊です。廃棄に回ったのが10万5,604冊となります。

そこで、移管すると決めた459簿冊についてですが、1枚物の資料で平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の変更一覧という資料があります。当初、463冊とした簿冊のうち、最後まで協議した結果、延長に回ったのが2冊あり、実はなかったという不存在の簿冊が2冊あって、4冊が減ったため459冊となっております。

なお、不存在については、私もかつて経験があるのですがけれども、不存在を安易に認めてしまうと、本当はあるはずの簿冊が行方不明になるということが容易にあるので、原課に対しては、本当はないかどうか確認してくださいと結構時間をかけてやる必要があります。ですので、こういうリストをつくった後に不存在の簿冊が判明することがあります。

また、個別のリストと459冊の内容については、前回配付したとおりです。

資料1と2については以上です。

○大濱会長 次に、資料3の説明をお願いします。

○事務局（柳沼総務課長） 続きまして、資料3についてご説明させていただきます。

最初に、修正箇所の説明をさせていただき、その後、本編の資料に掲載しております簿冊件数や資料の構成などについて簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料3の平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧をご覧いただきたいと思いますが、こちらの資料につきましては、平成29年度末に保存期間が満了し、平成30年度の初めに廃棄される予定の簿冊のうち、最終的に10年以上保存された簿冊の一覧表となっております。

修正箇所については、本日配付をさせていただきました変更一覧ということで、下段に資料3の廃棄予定一覧変更分と書かせていただいておりますが、5冊ありまして、そのうち3冊が不存在、2冊が延長となっております。このため、既にお配りさせていただいている資料3の表紙についている簿冊数に変更がございまして、2枚めくっていただきますと、資料3の訂正後の表紙の資料をつけさせていただいておりますが、こちらにあるとおり、簿冊数が5冊減っている状況です。

資料3の表紙のご説明をさせていただきますけれども、まず、こちらの右側の保存期間別内訳ということで、①として、保存期間30年とあります。こちらにつきましては、簿冊を作成する段階で保存期間を30年に設定した簿冊になります。保存期間30年の簿冊

は、基本的に条例制定前は永年という区分で保存をしていましたが、30年という区分に変えたものでございまして、1,913件ございます。

次に、②の保存期間が11年から29年につきましては、本来の公文書管理規則では、保存期間を原則として1年、3年、5年、10年、30年と選択することになっておりますが、法令などで個別に保存期間が定められているものがございまして、それらが165件ございます。

続きまして、③の保存期間10年というものがございすけれども、こちらは、簿冊を作成する段階で保存期間を10年と定めたもので、4,772件ということで、区分別では一番多くなっております。

④につきましては、保存期間が10年未満ということですが、簿冊を作成する段階で保存期間を10年未満と定めた簿冊で、例えば、5年とか3年というふうに年数を定めておりましたが、こちらが791件あるところでございます。

以上を合計して7,641件となりまして、こちらが今回審議をいただく対象でございます。ご審議の結果、廃棄が妥当であるというご意見となれば、来年度に廃棄されることとなりまして、公文書館への移管あるいは保存期間の延長が妥当であるというご意見となったものにつきましては、廃棄を取りやめ、移管または保存期間を延長するという検討をさせていただきます。

なお、最後に、資料の構成につきまして、確認の意味も含めまして簡単にご説明をさせていただきますけれども、資料3の1ページ目をご覧くださいと思います。

こちらの資料の構成としまして、一番上の表題のところにあります。保管单位名称と書いております。札幌市の場合、局、部、課、係という組織になっておりますけれども、その中で課を単位として基本的には保管単位をつけておりまして、それらに名称がついてございます。

その右側に簿冊名称とありますが、公文書は、基本的に事務や事業ごとにまとめたファイルにつづられております。このまとめたファイルのことを簿冊と呼びまして、その簿冊につけられたタイトルが簿冊名称となっております。

次に、その右側の簿冊整理番号でございすが、簿冊情報はコンピューターシステムで登録、管理をしておりまして、登録した際に付番された番号がついてございます。その右側の完結年度でございすけれども、事案の処理が完了した年度でございまして、分かりやすく申し上げますと、いつぐらいに作られた簿冊かということを示しております。

その右の保存期間ですが、先ほど申し上げた完結年度の翌年度の4月1日から起算されまして、例えば1番目の簿冊を見ていただきますと、完結年度が1987年です。この簿冊の場合は、1988年4月1日から保存期間を数え始めまして、保存期間30年とした場合には2017年度末まで保存をすることになります。

最後に、一番右側に実際の保存年数と書かせていただいております。こちらは、簿冊を作成した当初に設定した保存期間を超えてさらに期間を延長した年数も含めた最終的な保

存年数を書かせていただいております。少し下段を見ていただきますと、保存期間が30年ですが、実際の保存年数は31と書かれています。これは、1年延長しているというような状況になっております。

資料3についてのご説明は以上でございます。

○大濱会長 それでは、資料4の説明をお願いします。

○事務局（高井公文書館長） それでは、資料4-1について説明します。

今回、4人の委員の方から質問がありましたので、それをまとめてあります。

まず、小谷委員から質問がありました、各課が移管すべきと指定した簿冊の166件ですが、実は、これは6件減って160冊が訂正後の数字になります。そのうちの大半が結果として廃棄に回ってしまっていることについて問題がないかということです。

回答にありますけれども、166が160に減った理由は、どうも直前に簿冊を登録して移管候補に回ってきた6件があり、これをカウントしてしまったということです。この6件については、まだ見ていませんので、次年度以降に選別の判断をします。

それでも、結果として150件が廃棄になります。件数は多いのですが、この中の97件は財政局財政課が作成した企業会計以外の平成24年度予算に関わる簿冊で、5年保存のものがまとまってありました。それから、33件が建設局土木部業務課が作成した住宅地関連公共整備促進事業に関わる簿冊で、30年保存のものでしたけれども、こういう固まりがありました。これを1種類ずつとカウントすると、20種類程度の簿冊を原課のみが指定したことになります。

実は、この20件程度というのは、ほぼ毎年発生している数字でして、今年は、件数は多いのですが、特に種類が増えたということではありません。

なぜこういうことが起きるかということ、公文書館側から見ると、移管すべきかどうか、重要公文書該当基準に該当するかどうかという原課の検討がどうも十分ではないということが考えられます。具体的な例で申し上げますと、この土木部業務課の33件は、専門員が原課に確認をしたところ、30年保存の文書は全て移管するものと思っていたという回答が得られました。決してそういう基準にはなっていないので、機械的に判断されたということです。

それから、内容を確認せずに簿冊名称で移管と判断した例もありまして、中身を確認したところ、それほど重要ではなかったというものです。

それから、移管の指定をいつするかということですが、制度を開始した当時から導入しているのですが、満了する直前ではなくて、かなり早い段階からこの文書は移管すべきだと、例えば、文書が発生した時点で、これは移管すべきだという指定ができるようになっています。そうすると、当時は重要だと思って移管していた文書が、5年たって担当者が変わって別の担当者になったときに、前任者の判断を再検討することなく、そのまま移管としていた可能性があります。そのほか、単なる誤入力も2件、それから、後で説明しますけれども、行政資料という形で、文書自体は廃棄しないけれども、登録上は廃棄にする

というものがあります。

財政課の5年保存の文書は97冊ということで、これも推測ですが、恐らく簿冊を作ったのは平成25年度ではないかと思いますが、この頃で作った担当者が移管というふうに入力した可能性があります。

というのは、平成24年度、25年度というのは、この制度が始まったときですが、私がこのときに総務局総務課の立場で研修等を行いました。当時懸念されたのは、期限が来たら、とにかく廃棄しなければならないと考えている課が結構ありまして、廃棄は慎重にしてほしいという思いがあったものですから、ガイドラインを作ったときのQ&Aに、迷ったら移管にしていっていいですよという表現があります。それで移管に入れた可能性があるかもしれないということです。

なお、財政課の予算に関する文書については、30年保存の文書を中心に移管してもらう予定で、平成24年度だけで13冊あります。これは、最後の市長査定までいった文書も含まれております。

全ての文書について、個々に見るとそれぞれ違っているかもしれませんが、総じて言うと、該当基準がいま一つ正確に浸透していないかなと5年たって感じているところです。

以上です。

○大濱会長 各委員がかなり丹念に見て質問を出していただいたことは大変ありがたいと思います。

小谷委員の質問に対する回答がありました。いかがですか。

○小谷委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○大濱会長 では、次に、郡司委員からかなり膨大な質問が出ているのですが、それについての回答、問題点を説明してください。

○事務局（高井公文書館長） 多岐にわたるので、くくれるものは、なるべくくくりながら説明したいと思います。

まず、2番目の職員提案審査委員会の関係の簿冊です。これは、ご指摘のとおり、昨年度までは移管対象にしていたのですが、内容を見たところ、職員から事務事業についての創意、工夫、改善等の提案を募集して表彰する制度に関する簿冊でした。この職員提案というのは、この当時に限らず、例えば、技術系の処理場とか清掃工場の設備を直すとかこういうふうにしたという文書が圧倒的です。そういう意味で言うと、特に市民生活に直接関わるものはほとんどないと推測されます。

また、表彰された結果については、職員向けの庁内広報誌に全て掲載されておりますので、公文書館で指定しなくてもいいと判断を変更したことになります。

次のかたまりですけれども、特別内部監査に関する簿冊です。これも移管対象外にしたという方針変更に関わるものです。まず、内部監査とは何かというと、監査員の監査とは全く違ひまして、職員同士でやる監査と思っていただければいいです。通常は、その局の中の部とか課で、お互いの文書を見てやる事務手続の確認等ですけれども、特別がつくと

どうなるかという、定期内部監査で成績が悪かったところに総務局が行う監査です。例えて言うと、追試みたいなものと考えていただいてもいいと思います。そういう内容の簿冊でして、移管を受けていた時期もあるのですが、中を見ると、项目的に普通の事務事業だったり事務作業の確認だったりするので、重要性がないと判断するようになったということです。

ちなみに、平成25年度以降は特別内部監査は行われておりません。

次は、札幌バイパス関係、エイトビル関係等々の簿冊ですけれども、これは移管指定している簿冊と関連があるのではないかとありますが、確認したところ、全て参考資料程度のものであったので廃棄としたということです。

下の二つは国際交流関係の簿冊です。これも移管指定した簿冊の中で73と166というのが15周年記念事業の簿冊として移管することにしています。これとの関連はということだったのですが、方針として、周年事業は移管対象とするけれども、例年については、総務局の国際部の事業概要で確認できるということで廃棄対象としたものです。これについては、後で10年ものの簿冊でもまた出てきます。

次に、2ページ目に行きまして、道央都市圏パーソントリップ調査成果ですが、刊行物が図書館等に保管されていなければということですが、確認したところ、中央図書館に1985年に刊行されたものが2冊所蔵されております。当該簿冊について、まだ確実に全部見たわけではないですが、正式な報告書であれば、行政資料として移管を受けるということです。

行政資料として移管を受けるのはどういうことかということ、大体が刊行物の場合ですので、公文書としては廃棄という形で登録をなくして、現物はそのまま頂くということです。刊行物ですので、ほとんどがそのままオープンで公開できるものですので、そういう資料として扱うということです。

次に、瀋陽市税務視察団関係資料です。

水道局との関連を指摘されていますけれども、この当時、瀋陽市からの交流がかなりいろいろな部局に来ています。市立病院に来ていたり、それから、本庁の企画系に來たりしています。恐らくその一連のものだと思われそうですが、技術的な支援交流について、税部門ではなかったと思われそうです。ということで、今回、移管対象にはしていないということです。

次に、芸術のまち・さっぽろ'86ですが、文化芸術基本計画との関連についてです。

基本計画の策定経緯等を見ますと、1986年に起きたこととしては、芸術の森の一時オープンということがあただけで、特にこの名称の事業は言及しておりませんでした。それから、実際に1986年当時の市の広報関係を見たのですけれども、特にこういうイベント名は出てこなくて、文化庁と書いてあるので、恐らく国の事業ではないかと思われそうです。市としての事業ではありませんので、今回は移管としておりません。

それから、18番の文書ですが、表彰関係の文書と違うのかということです。

回答のほうにあるのですが、実際の現物は登録と全く異なっていたというものでした。重要性もないということで、廃棄としたものです。

それから、次の生活保護に関する不正受給等の文書で、白石区の事件との関連を指摘されていますが、関連はないということです。たまたま、私は、この当時、白石区の保護課に勤務しておりましたので、不正受給の事件との関連は全くなかったと言えるものです。

次に、下の三つから次ページまで入るのですけれども、子ども未来局の文書で、滝野すずらん丘陵公園の移転との関連の文書ではないかということです。

それぞれ確認したところ、一番上の文書については、所管換えの文書だったということです。2番目は、先ほど各課指定の文書の例でありましたけれども、簿冊の内容が題名と全く違っていたという例です。条例改正関係書と書いてあるので、確かに重要度はあるかと思ったのですが、中を見ると、ある条例の公布伺とありますが、公布伺というのは、条例が全部できて可決された後に実際に掲示版に貼るのですけれども、それをしていかどうかという伺いです。主にそういう内容だったので、これは重要性がないと判断して、滝野とは関係がなかったということです。それから、次の指定都市関連の大会の関係ですけれども、確かにこの時期には行われているのですが、原課に確認したところ、滝野とは特に関連がないということでした。

次からは、大気汚染の関係で、主に公害に関する文書です。

これは、大きく二つに分かれまして、一つは、刊行物が別にあって、それで代替可と判断したものは廃棄としています。もう一つは、先ほど言いました行政資料として受けるということで、公文書の登録上は廃棄にするけれども、現物はこちらで受けるという内容です。この指摘内容の重要性はこちらでも認識しているところでありまして、このような措置をとった次第です。

次に、茨戸川関係ですけれども、下から四つと次のページの二つまでですが、個々に簿冊の内容を確認したところ、一言で言うと重要性がないという判断をして廃棄対象としたものです。中に縦断図という文書があったのですが、これも解説がちょっと難しいということで、持っていても汎用性がないということで廃棄としています。

それから、4ページにいきまして、上から三つ目の地下鉄東豊線に関する工事の関係の簿冊です。

これは、電気課というところで持っていた簿冊で、工事名称も電気に関するものですが、工事の簿冊については、ガイドラインを作った後に追加で工事の概要がわかるもの限定して受けるというふうに基準の追加ということで通知を出しているのですけれども、それを見ると、地下鉄工事の中で電気工事というのは、全体の工事ではないという判断で移管対象にはしていません。

それから、その下の東区が持っている3冊の簿冊ですが、移管していたナンバー254というのは東区のシンボルマークの簿冊です。これは移管を受けるのですが、それと関連でいきますと、シンボルマークが作られたのは、どうも1977年、昭和52年ですので、

上の政令指定都市制施行記念式典、あるいは区制施行10周年とはちょっと年度が合わないので、関連はないと思われま

す。それから、真ん中の大友亀太郎像の資料は、シンボルマークとの関連はないと思うのですが、今、実際に銅像が東区役所と、恐らく同じものだと思うのですが、創成川のところにありまして、それを作ったときの資料ではないかと思われま

す。これは、原課のほうで再確認をしたところ、どうも延長にするという意向が示されております。

次に、大学村の森造成工事についてです。これは、ご指摘のとおり、移管する指定簿冊で公園関係の簿冊がナンバー83から95と指定されていま

して、それと同じではないかということだったのですが、公文書館の考え方としては、大学村の森については、新設ではなく改修だということで、今回は対象に

しなかったということです。移管指定にした簿冊は、新設公園ということでしたので、そ

ちらは移管にしたという区分をしたものです。

次のミュンヘン、ノボシビルスクの関係ですが、先ほど言いました30年保存文書でもありましたけれども、周年事業については移管対象とするが、それ以外のものは事業概要等で確認するとい

うことで、移管対象から外しております。

5ページ目の冒頭も同様に各年の関係の簿冊ということで移管対象から外しております。次の札幌市立大学に関わる文書です。札幌市立大学は2006年に開学していますが、2007年度、開学2年目の簿冊です。中身を確認したところ、札幌市地方独立行政法人評価委員会という、法律で決められた附属機関に提出した書類であるとい

うことで、これらについては、現在も市のホームページで内容を確認できますし、開学2年目になると、ほとんどは大学が独自に文書を持っていますので、ここではとらなくても大丈夫という判断をしたものです。次の市民会館の文書ですけれども、これは延長のほうに切りかわることになりました。

次の旧豊水小学校跡地施設活用事業ですが、旧豊水小学校というのは、この建物のことです。活動スペースを貸すとい

います。

次の札幌スタイルに関わる文書です。

これは、札幌市の独自事業ではあるのですが、主務課のほうに30年保存の現用文書がありますので、今後、そちらを移管してもらおうと考えております。

次の経済観光局のパッケージ事業、さらに次のページにいきまして知的クラスターに関わる文書は、いずれも国の省庁の補助金に関わる文書でしたので、本市としては移管対象としておりません。

6ページの上から2番目の新規参入者就農促進支援事業というのは、事業名からいくと、新規就農者の関係の簿冊かなと思ったのですが、調べてみると、どうも登録農家等で行われる研修に助成する制度ということで、新規就農者全般を対象としたものではないということで、廃棄対象としております。

次のミュンヘン、姉妹都市のポートランド関係の簿冊ですが、こちらの主務課は国際部ですので、そちらの文書を優先して、こちらはとらなかったということです。

次のヒグマ対策ですが、ヒグマ対策の文書は、一番下の二つを含めて三つについてご説明しますが、ヒグマ対策の主務課は環境局の環境都市推進部です。下から2番目の文書がそうなのですが、区のもの、区の領域で熊が出没したとか、それに伴う資料かと思えます。これについては、2007年と2006年に、熊が出没したとは思いますが、特にその年だけ多かったとか社会的な事件が起きたということではないということで、あえてとっておくことはしませんでした。

なお、現在は、ヒグマ対策に関わる専任の係長も置かれていまして、ヒグマに関わる詳細な計画が作られております。さらに、ホームページでは、平成24年度からの出沒状況が出ておまして、そちらで十分という判断をしたものです。

それから、少し戻りまして公文書館に関する部内研修会というのは、まさに公文書館ができる前に、基本構想検討委員会の前に職員研修会が行われていまして、その講義録でした。この内容は、文化資料室研究紀要創刊号がホームページでも見られますけれども、ここにいらっしゃる大濱会長や鈴江副会長が実際に講義された内容でした。刊行物があるので、今回はとらないようにしています。

最後になりますが、サッポロ・シティ・ジャズです。

これは、ご指摘のとおり、第1回は確かに2007年ですが、簿冊の内容としては2007年に行われた経理などの関係の簿冊であろうということで、設立経緯に関わるものではないという判断で移管対象としなかったものです。

以上です。

○大濱会長 今、かなり細かく見ていただいて、丁寧に指摘を受けたものに対する回答がありました。郡司委員から何か質問はありますか。

○郡司委員 ご丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

最後からいくと、サッポロ・シティ・ジャズというのは、例えば、1回目をやったとき

にいろいろなトラブルみたいなものが入っているというのはないのですか。

○事務局（高井公文書館長） 3冊の詳細までは把握していません。

○郡司委員 1回目は、中島公園でやったのです。大音響です。

○大濱会長 彼女の家が困ったから言っているのです。

○郡司委員 そうなのです。それで、翌年から大通公園に移ったという経緯があるのです。

その辺は別にいいのですが、イベント自体の内容というより、企画というものは残るのでしょうかけれども、そういった市においていろいろなことをやったときの市民からのいろいろなものというところまで見ていると切りがないですが、その辺はどうなのかと思いました。

もう一つ、一番気になったのは、現物簿冊名称は、登録と異なるというのが何度か出てきますが、これはたまたま今回私が出したものでひっかかったのですが、ここに出していないものでもあり得るということですね。

○事務局（高井公文書館長） あり得ます。

○郡司委員 それを見落とさないでいくというのは、ある意味、不可能に近いのでしょうかけれども、それをそのまま放置していいのかというのがちょっと気になった点です。

○事務局（高井公文書館長） 簿冊の名称と内容が異なるというのは、公文書館に移管されたときにすごくよく分かるのですけれども、実際に、今回は四百何十冊が春に来ます。今までも来ているのですが、箱を開けてみると、中が違うというか、1冊だったのが何冊かに分かれていたり、場合によっては全然違うものが入っていたという場合もあります。

ですから、なるべくこの精度を高めるには、原課に中をよく見てもらうしかないのです。あとは、廃棄するときは、慎重にやってもらうほうがいいのかなと思います。今のところ、そのつもりで各課にはお願いしていますし、今やっているかどうかわかりませんが、私が総務課にいたときは、文書保存センターに行って勝手に見たということもあるのですが、動きの遅い課がたまにありまして、それぐらいやっていましたが、最後の最後は各課の意識かなというところはあります。

○大濱会長 なかみと名称が違うというのは、国立公文書館に来るものでも結構あるし、日本の場合、どの組織でもみられる。だから、その辺は時間をかけてきちんとやるしかないだろうし、そういう点では、原課というか、作成するほうへの指導をいろいろな研修のときにやってください。

サッポロ・シティ・ジャズの件はいいですか。

○郡司委員 はい。

○大濱会長 では、この件について、ほかはよろしいですか。

○鈴江副会長 最後のヒグマの話ですけれども、ヒグマ関係の問題というのは、この回答のところにあるように、惨事と言えるほどの社会的事件という場合には移管対象になり、一般的に出没するというのは移管対象にならないと考えていいですか。

後段の説明ですと、例えば、市のホームページでは出没情報は公表しているということ

ですけれども、ホームページ自体、文書としてはなかなか残りませんね。また、どの分野でもそうですが、計画は策定されていますけれども、問題はその結果なのだろうと思います。そういうものが文書として残るかどうかの問題なので、ヒグマに絡めて申し上げていきますけれども、ヒグマに関しては、前段にあるような相当な事件のみを対象にするという考え方なのかどうか、確認の意味でお尋ねします。

○事務局（高井公文書館長） 今回、公文書館としては、惨事とまではいきませんが、2006年度、2007年度は、特にヒグマが多く出た年ではないという判断をしたということです。それから、ホームページに掲載されているものについては、本来は、常に紙でも用意してもらいたいのですが、今、量が結構多くなってきましたので、全庁に、ホームページに載っているうちはいいけれども、それをなくすときは公文書館に必ず連絡なり現物をくれと言おうかなと考えています。

○鈴江副会長 計画は立っているのでしょうかけれども、その結果が重要なので、そういうものは保存することになるのかどうか、このヒグマに関してはちょっと気になったところです。

○事務局（高井公文書館長） いろいろな計画があって、本市の主幹的な計画は、例えば5年とか、新まちなどは進捗状況を調べているときがあります。そういうのがあるものについては、最後にまとまった状態か、そのときかというのはありますが、移管を受けることも考えられると思いますが、個々の計画については、その年の事業で進んでいると思います。そういう実績は、事務概況という形で、毎年、総務局が各局からもらうようになっているので、その中で確認していくことになるかと思っています。

○大濱会長 よろしいですか。

○鈴江副会長 はい。

○大濱会長 次に、木村委員の質問についてお願いします。

○事務局（高井公文書館長） では、資料4-3の質問の説明に入ります。

上から三つ目までは全部が統計関係の資料で、これらは刊行されているのかということですが、基本的には刊行されています。学校基本調査も、刊行物までは確認していませんが、内容は札幌市統計書でほぼ確認できます。これらの三つというのは、大体は国の統計だと思います。基幹統計や指定統計というもので、こういうものは大体まとまったものがあります。

それから、4番目の交通量調査も、当館で行政資料として別に保管しているものがあります。

5番目の発表論文は、確認したところ、当時、職員が実際に専門雑誌に発表した論文でした。ただ、30年たっているので、その辺の成果は確認できなくて、本当に論文そのものをPDFにした写しでした。

それから、下から二つ目の行旅死亡人等取扱というのは、ご指摘のとおり、行き倒れになった身元不明人についての簿冊です。実際の実務は、各区役所の保健福祉部の庶務がや

っています。全区はないというご指摘でして、行旅死亡人は官報に掲載されるらしく、私も見ましたところ、概略が出ています。公式ではないですが、それをまとめたウェブ・サイトによりますと、札幌では平均して1年に7件ぐらいしか発生していません。ですので、10区のうち、全区で毎年起きているわけではないです。市域が広くて山林を抱えている南区はありそうですけれども、ほかの区は必ずしもあるわけではないということです。

また、この統計なのですが、確認したところ、平成20年までは統計書に掲載されていたのですが、その後はないです。ただ、取りまとめは本庁でやっているのではないかと思います。行旅死亡人の数字をアーカイブとして残すかどうかはちょっと難しいところではあったのですが、件数からいくと、統計書の限りでいいかなと今回は判断したということです。

それから、一番下の除籍簿ですが、文字どおり、結婚したり、死亡したりして、戸籍から全員抜けた後の除籍謄本というものです。これは、本来、保存期間が150年なのです。昭和12年は1937年で、ちょうど80年たったのですが、かつては80年保存で、今は150年保存です。ですから、どこかで保存期間を延ばさなければならなかったのを原課が忘れていただけではないかと思えます。これは、保存期間を延長して残すこととなります。

次のページに行きます。

ファイターズ優勝パレード関係簿冊がほかにあるかということですが、最初にパレードをやった2006年度の簿冊は当館に移管されております。

それから、清掃工場等の測定結果も検査年報を当館で保管しております。

交通局の事故報告については、当館にもどこにもないということです。

それから、消防局関連ですが、一番上の交通事故の報告書については、重大事故については別にあるけれども、それ以外の調査書、統計書については、予防課で一覧をまとめたものがあるということを確認しております。

木村委員の質問については、以上です。

○大濱会長 ご質問はありますか。

○木村委員 ありがとうございます。

大体は分かりましたけれども、2ページの交通局の運転事故報告書や接客事故報告書はありませんということですが、これらは、別になくても構わないものなのですか。

○事務局（高井公文書館長） 木村委員からは以前にもこのご指摘があったと思うのですが、実際には、かなりいろいろな事故があるので、10年保存をしたら廃棄していると思いますが、それなりに対策は反映されているのではないかと思います。局内に報告して周知されていますので。

という回答になります。

○木村委員 同じようなことが起こったときに参照できる方法がほかにもいっぱいあるということですか。

○事務局（高井公文書館長） 恐らく、その対策案がマニュアルに近い形でできているのではないかと思います。

○大濱会長 ちょっと聞きたいのですが、行き倒れなどの統計が平成20年で切れたというのは、全国的な傾向なのですか、ここだけなのですか。

というのは、この統計というのは、明治以来、きちんと残っているのです。私はそれで論文を書いたことがあるのだけれども、窃盗や何かの小さな犯罪と行き倒れというのは、ゼーリッヒという犯罪学者のものでヒントを得たのだけれども、時代を読むのに一番いいのです。だから、明治10年代の問題を書いたときに、これで2本ぐらい論文を書いているのだけれども、そういう意味で言えば、東京100年史を書いたときみたわけですが、東京市はきちんとこれが統計に載っているわけだけれども、全体的にこの段階頃からなくなったのかどうか。残せというのではなくて、その辺が分かればお聞きしたいのです。

○事務局（高井公文書館長） これは、あくまでも札幌市の統計書なので、全国的なのかまでは把握していません。

○大濱会長 恐らく、統計局から何か出たのだろうね。

○事務局（高井公文書館長） 私も福祉の職場にいましたけれども、行き倒れしている人というのは何件かあるのです。しかし、身元不明までというのは、今の時代はなかなか少ないと思います。持っている所持品で名前等が分かることが多くなってきていると思います。戦後の混乱期とか、名前が分かるものを身につけていない時代のことはわかりませんが、件数の少なさからいくと、やむを得ないかなという感じもしました。

○大濱会長 こういう統計というのは、社会史を見るとときに一番いいというだけです。わかりました。

では、次に、鈴江副会長の質問についてお願いします。

○事務局（高井公文書館長） 資料4-4の質問についてお答えします。

まず、最初の3簿冊は、いずれも総務課の古い簿冊ですが、このほかにないかということです。今回、この3冊のほかに、もう1冊、大正7年の開府50年記念式書類という簿冊も移管することになります。この4冊を移管していただくと、総務課としては、現用の戦前文書はもうなくて、全て公文書館に移管したことになります。

それから、4番目の公文書館のみが移管指定した場合の簿冊の扱いですけれども、必ず原課にこういう指定をしましたという通知をします。それによって、何か意見がある場合は必ず協議しております。何も言わないでいきなり指定したまま移管させるということはありません。

それから、下の二つは、引き継ぎ書に関する質問ですが、市長と副市長の引き継ぎ書については、最終的に取りまとめた引き継ぎ書をとる予定ですので、必然的に庶務担当系の簿冊のみを移管対象とすることになります。それから、現に、公文書館に既に市長引き継ぎ書のほかに、一部、副市長、局長の引き継ぎ書なども来ております。一番下のお答えとも絡むのですが、ガイドラインでは副市長までの引き継ぎ書となっていたのですが、どう

も局長職の引き継ぎ書の内容があるということで、最近では局長職もとるようにしていますので、これは何らかの形で通知を考えております。

次に、2ページ目です。

先ほどとも似ている部分がありますが、統計関係の簿冊です。本市の中央図書館には全であるということではないのですけれども、道立図書館や北大図書館には大体所蔵されているということです。移管ということでいうと、図書館には確認していませんが~~けれども~~、所蔵という意味ではこのようになっております。

それから、水道関係の簿冊ですが、年次報告として事業年報があります。

それから、除籍簿については、先ほどの木村委員の説明と同じですので、省略させていただきます。

最後の質問で、30年保存文書は、永久保存制度があったら廃棄されずに保存を継続したと思われるが、公文書館ができたことで廃棄が促進されたということになるかという質問です。

条例としては、平成25年に公文書管理条例を施行しまして、永年を撤廃して30年保存という区分を設けました。それまでは廃棄対象ではなかった簿冊が保存年限を満了したということで廃棄対象になってきたのですけれども、実際に中を見てみますと、どうしてこれが永年だったのかという文書も確かにあります。恐らく、ここに書いてあるように、10年を超えた文書のうち、本当は有期限でいいのだけれども、ほかに区分がないということで永年にされた文書があったのではないかということです。

それから、先ほどの総務課の戦前の文書がそうですが、書庫の奥にずっとしまわれたまま、市史を作るとか、同じような周年事業をするという以外に見られなかった文書が、30年という保存期限を設けたことで改めて見られたと思います。

結果として、移管ではなくて廃棄となる文書も出てきたと思うのですが、公文書館ができたことより、永年区分が廃止されて有期限になったということで、それまで日の目を見なかった長期文書の再評価がなされた結果、廃棄されるものもあったということになるかと思います。

以上です。

○大濱会長 鈴江副会長、何かありますか。

○鈴江副会長 先ほどの中で、全国統計がどうなっていくか、図書館に移管されないのかということを申し上げました。私は、前にそういう質問をした記憶が少しあるのです。どういう答えになったか、私もちょっと記憶がないのですが、今お話しくださったことをさらに考えますと、道立図書館とか北大図書館に所蔵されているということで、札幌市の図書館あたりに移管しなくていいのかどうかと思いました。これは、かなりの量なわけですから、30年保存になっているはずですが、統計関係の課では30年も利用しないものだろうと思います。

ですから、例えば10年くらいたったら現用の価値はほとんどなくなるのだろうと思

ますけれども、もし市の図書館などで保存する価値があるのなら、その時期にさっさと移管していただいたほうが役に立つだろうというふうに思います。30年も大量のものをただしまっておく必要はないと思います。

私は、道の統計課から引き継いで整理をした記憶があるのですが、引き継いでも余り利用されないだろうなと思いながらその作業をした記憶があるものですから、もっと有効な活用の仕方があるのではないかと思います。

もう1点は、従来、永年保存文書になっていたものを30年と切ったことによって廃棄の機会が増えたということになるわけです。永年保存文書という考え方は二つの要素が入っていたらと思います。一つは、法的な規制があって廃棄ができないということです。先ほどの除籍簿ではないですが、80年とか150年という大変長期にわたって保存しなければいけないもので、それこそ永久に保存するという位置づけがあるものと、相当長期にわたって保存しておけばいいという2種類があったと思いますが、それは一律30年ということで廃棄の対象になっていきます。もちろん、その中から公文書館に移管されるという仕組みに今度はしたわけです。

ただ、非常に大量のものが廃棄の対象になっていくということで、一抹の不安があるわけです。それは、公文書館の中でも、もしかしてそういうものを抱えながらおやりになっていると思いますけれども、そういうおそれは常に持ちながらこの目録を見ているので、そのことも少し念頭に置いていただければと思います。

もう一つつけ加えますが、先ほど大濱会長から社会史の資料の話が出ました。社会史のテーマというのは、非常に個別の小さな事柄が全体の動きを示していくということなのですが、そういう資料というのは公文書館の保存文書としてはなかなか選択しづらい側面を抱えているのだらうと思います。しかし、これは、物によっては大変重要な札幌市のう勢を表すものですから、どういうふうに保存されていったらいいのか、あるいは、将来的にどのように役立つのかということのを頭の片隅に置いておいていただければと思います。

それから、札幌市役所の宗教関係の文書が公文書館には残ってなくて、道立図書館にあるわけです。大正の終わりくらいから昭和17年くらいまでのものがあります。これは、どこかの時点で流出したものを道立図書館で購入して保存してくれていたのだらうと思います。

これは2種類あって、私が見たのはキリスト教関係に限られますけれども、それぞれの信徒数や宣教者、つまり、牧師や神父が新たに来たときの届けというものが存在しているということと、宗教団体法による認可という文書です。このうちの宗教団体法による認可というのは、30年保存か、もし現在も市に残っているとしたら公文書館に引き継がれるのだらうと思いますが、毎年出ている信徒数などは保存されないのだらうと思います。しかし、これが残っていることでいろいろな役に立つということもあります。残しているから価値が生じるわけではありませんが、保存の視点というのは様々あるので、そのことも評価、選別の考え方として加味していただくということも一考かだと思います。

よろしく申し上げます。

○大濱会長 では、この質問についてはいいですね。

○鈴江副会長 はい。

○大濱会長 ここで、副市长、医務官、局長のものが残るようにしたのは、それこそ高井さんたちが運営委員会の後に移管文書規定を非常に細かく作って、あのときにしつこいぐらい言ったのは、市長、執行部のものを残してくれというのを非常に細かく作って、要するに、重要公文書という形の中で文書規定を作ったのは札幌市だけなのです。それで残っているわけです。

逆に言うならば、先ほど統計の話をしたけれども、統計をどう使うか、もっと言えば、残された資料をどう使うかは、歴史を読む者の視点によるのですから、歴史的価値なんていう価値規範の選別作法にはのらないほうがいいと思います。結局、資料を使って何を書くかは歴史研究者が決めるわけです。歴史を読もうとする人がです。

そういう意味で、その視点でやっていったら何が起こるかという、結局、今、一番重要な行政を検証する記録がみんなすっ飛ばされていく可能性があるし、ある意味でいえば公文書館の一番のアキレス腱になっているわけです。ですから、現在を検証する者は来なくて、中にあるアーキビストたちも歴史の研究者などということを使うから、おかしな形のアーカイブスが生まれてきているというところを見なければいけません。

そういう点で言えば、特定重要公文書という概念でやって、ここに視察に来たよその市もそれでやろうと思うと、結局、最終的には歴史的価値なんてものにひっくり返っていくから、肝心の執行部の記録がすっ飛んでしまって、残らないのです。

要するに、ここの館の特徴というのは、ある意味でこれからの日本の公文書館を先導する役割を持つわけだから、その点でやっていただきたいと思います。

そういう意味で言うと、今の質問事項について異議がなければ、廃棄予定一覧は承認いただいたということよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 では、次の議題のその他に入ります。

その他として、事務局から報告を受けます。よろしく申し上げます。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 文書事務担当係長の長尾と申します。

それでは、私から1件ご報告をさせていただきたいと思います。

前回の審議会におきまして、大濱会長、木村委員から、札幌市の研修、特に新採用職員研修に関して、新採用職員が公文書館を実際に見て、公文書管理の大切さを実感してもらうような研修を実施することが必要ではないかというご提案をいただいております。

この件につきまして、私ども行政部内で現在検討を行っております、当部といたしましては、こちらの行政部主催で、新採用職員全員を対象とした公文書館研修を来年度以降に実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

主な内容としては、公文書館を実際に見ていただいて、その役割や機能をしっかり学ん

でいただくとともに、文書事務のことについても概要を交えて説明するような講義を考えております。

以上、私からは、新採用職員向けの研修の検討についてご報告させていただきました。

○大濱会長 今のことについて、ご質問はありますか。

恐らく、自治研修センターでそういうことをやると思いますが、そちらのほうにはなかなか入り込めないのですね。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 当市の新採用職員研修は、期間が限られておりまして、全部が全部ではないのですけれども、対象の職員が400人ぐらいおりまして、それを2グループに分けて、200人ずつで一気に研修するというスタイルをとっております。もし公文書館に来ていただくとしたら、この部屋で研修をする形になりますので、何グループにも分けなければいけないということで、期間が延びてしまいます。ですから、現在の枠の中にすぐ来年からはめてくださいというふうに相談した場合は、なかなか厳しいという状況でございます。

○大濱会長 何にしろ、新採用職員の研修が始まったというのはいいことだと思いますので、よろしく願います。

では、次は運営の状況ですね。よろしく願います。

○事務局（高井公文書館長） 公文書館の運営状況です。

実は、この時期は、来年度に向けて計画を作っていくところですが、予算がほぼ確定しまして、今年度並みとなりますので、大きな新しい事業ができるという状況にはありません。

その中で、運営状況をざっくりご説明します。

一番分かりやすい数字で言いますが、来館者については、ここ2年ぐらいは1,900人前後がいらっやっています。恐らく、今年度もそれぐらいのペースです。

実は、この数字は、開館以来、そんなに大きく変わっていません。平成26年度は2,000人を超えていますが、来館者の中には、本当に調べに閲覧室に来る方もいらっやいますし、視察や研修、講演に来るような人たちも含めているので、そういう人の動向によっても多少変わってくると思います。総じて言うと、そんなに大きく落ち込んでもいないし、逆に言うと、増えてもいないということになります。

閲覧室についても、それほど変わっていないと言えます。最近の傾向として、専門員のレファレンス度が上がったというか、一度経験した人がまた来て、それで深く長くなるという傾向があるように思います。私も2年半ほど離れていたのですが、公文書館所蔵という写真やテレビの画像をすごくよく見るようになった感じがします。一度来て、ここにこういうものがあると分かった人がリピーターとして来ているというところがあると思います。

それから、前回の審議会で指摘がありましたが、特定重要公文書の利用状況について、ある年度はちょっと多い理由という話が鈴江副会長からあったと思います。これを調べた

ところ、ある特定の方が見ていた時期があるということです。

それから、全体はそう変わっていないのですが、同じように特定重要公文書の利用状況や行政利用もそれほど伸びておらず、低調なままかと思います。特に減ったわけでもありません。

一方で、各種講座を開いています。例えば、平成26年度から館の職員が講演をしているのですが、今は年に3回ほどやっています。この場所を使っているとして、定員60名ほどなのですけれども、最近、1回あたりの受講者数が多くなっている傾向があります。古文書の講座もそうです。

それから、講演をちょっと簡略化したさっぱり閑話というものを主に専門員にやってもらっています。講演を少し短くしたようなものですが、これも平成27年度から始めております。これも、講演ほどではないですけれども、一定数が来るようになっています。

これも正確に調べたわけではなくて、アンケートに答えてくれた人だけの傾向ですが、新しく来ている方がいらっしゃるようです。固定客は意外に少なく、どうもその度ごとに初めて来る人が多いような傾向があります。

それから、講演の傾向では、明治の話のほうが受講者が多く集まりやすい傾向があります。というところで、特定重要公文書というのは、今回もご審議をいただいて、450件ほど来ます。去年も同じくらい来ています。特定重要公文書が増えてはいるのですけれども、それに応じて利用がそれほどいないということがあるので、ここは今後考えていかなければならないというところです。

私からは以上です。

○大濱会長 今年で設立されて5年目ですね。公文書館自体が5年たって、どういう状況なのか、どういう運営をすればいいかを考えるときだと思うのです。そうした意味で言うと、公文書館が企画する講演は、歴史一口話みたいなもので、聞きました、面白かったというだけでしたら、何も館でやる必要はないわけです。逆に言えば、ここでやったものから、それぞれの人たちが公文書館に来て何かを調べる糸口になるようなものにしていく必要があると思うのです。

そうした意味では、我が家の歴史ということで、あなたたちは札幌市民なり札幌市に住んで、あるいは北海道に住んでどうですかというように、今は商売として自分史というものがあるぐらいだから、我が家の歴史みたいな企画をすることによって考えてもらうということが一つです。

公文書館やアーカイブというのは、客集めのために古文書講座みたいなものばかりをやって、人が集まっているとよく喜んでいるけれども、ある意味、それは道楽なのです。そういう意味で言えば、市民たちの市民意識がもっと育つような講演を一つ考えてほしいと思います。

2点目は、今日私の関係のものを二つ配ってもらいましたが、地方公共団体における公文書管理制度の形成というのは、中京大学の法学部が軸になって調査したものです。そし

て、その中に札幌を調査したものがあるので、それをみると行政運営とのかかわりの中で札幌市公文書館をきちんと位置づけてくれているわけで、こういうところを大事にしたいのです。

もう一つは、共同通信の配信で書いたものですが、神奈川新聞のものだけを持ってきたのですが、加計とか森友のああいふ問題があったときに、必ず記録管理がどうのこうのと言うけれども、国立公文書館は一言も名前すらも出てこない。要するに、日本の国立公文書館なりアーカイブスというのは、その程度なのです。なぜかというと、重要な記録を踏まえて何をするかという視点が全然ないからです。今日の読売新聞の一面トップに主権者教育を重視するというものが載っていましたが、公文書館というのは主権者教育の場なのです。

後で読んでおいてほしいのですが、札幌市公文書館自体、特定重要公文書と言っているのだから、主権者教育の素材になるし、そういう問題定義をしていかなければならないのです。そのことを考えてほしいと思うのです。

3点目は、ここは館報年報を出しているけれども、館の機関誌的なものとは何かというと、それぞれの古文書で歴史の勉強をしましたという話ではなくて、特定重要公文書が来たけれども、これはどうなのだということと、見に来るお客さんはこういう形で来ていました。非常によかったと思うのは、この公文書館だよりの中で、専門員1年目のレファレンス体験というものがあります。要するに、こういう問題をきちんと整理して館の報告書に載せていく形をとるといいと思うのです。私は、沖縄県でやっている方策でいいと思うのは、査読をするわけです。その査読が今年7本くらい来たと思います。ただ、その査読をすると、その中にあるのは、レファレンスの問題なり、それぞれ体験したものを論的に展開して次につなげようとしているものがあるわけです。

本来、公文書館ですべきはそういうことなので、是非ここでも査読体制を入れてほしいのです。そして、査読してみると、その指摘したものを踏まえて、次にはきちんとレベルアップしたものが出てくるわけです。面倒だけれども、そういう意味で、現場の仕事をきちんと残していくような形の館の報告書にしてもらいたいのです。単に歴史の一口話という話ではなくてです。

そういう意味で言うと、公文書館だよりの冒頭に載るのは特定重要公文書紹介とあるけれども、今、何が移管されてきているのかということはこの冒頭で紹介したほうがいいと思うのです。そして、そのためには何が必要かということ、今度は2月15日と3月15日が研修日になっているようだけれども、その研修日に何をやっているか分からないけれども、できれば、現課のたとえば交通局の人に来てもらって、今、交通局にはこんな問題がありますよという話を聞くことをすれば、公文書の選別にはもう少しよくなると思うのです。

5年目でいろいろな問題を出したけれども、本来、理念的に設置した場の問題をもう少し考えられませんか。

結局、歴史の倉庫業になってしまうのが心配なのです。

それから、札幌市というのは、前に見ていたら、110年とか周年事業をやっているけれども、開道150年に合わせての企画はもうしないわけですね。

○事務局（高井公文書館長） 札幌市としては、ないです。

○大濱会長 では、5周年ということで、今年は予算査定が終わっているのだろうけれども、5年目の組織点検と運営点検に少し取り組んでみたらどうですか。

それは、札幌市公文書館の特徴、そして、日本のほかのところで、なりたかったけれども、なれなかったところへの問題提起として意味があると思うのです。

○事務局（高井公文書館長） 順序が逆になりますが、5周年ということであれば、毎年出している年報でちょっと工夫してみようかと思います。

それから、昨年夏から、専門員がやったレファレンスの詳しい分析を始めています。集計するのも大変ですが、1カ月ごとに、こういう相談があって、こういう資料提供があってということをもとめたものがある、それでやってもらうと意外な傾向がわかったりしています。

その中で、我が家の歴史というか、ファミリーヒストリー的なもので来ている人は、少ないですけども、毎月数人ぐらいいることが分かっています。ここの館が、そういう求めに応じて何ができて、何が提供できるのかというのは、もう少し深く調べてみなければ分からないのですが、~~けれども~~、その5周年の振り返りの中でその辺のレファレンスの分析をして、何か研究をしたいと思います。

○大濱会長 皆様から何かご意見はありますか。

○木村委員 前回、新人研修のことで質問したことに関して、今、係長からご説明がありました。私は、ここの開館の前から関わっているので余計に感じるのだと思うのですけれども、新人研修のあり方が、一、二年で変わってしまったと感じたというのは、ここに来る来ないということではないと思うのです。だから、ここの館ができたコンセプトというのは、すごく高い目標を掲げて、それ自体はすごく素晴らしいことだと思うのですけれども、これからの行程とか結果とか結論は簡単に出ることではないと思うのです。ですから、そこでは意識のあり方がすごく大事になっていくわけです。ここに来て研修をすることが大事なのではなくて、ただ、新人の方というのは、やることが山のようにあって、覚えることもたくさんあるので、その人たちが公文書館に来て研修するということをインパクトをもって植えつける、あるいは受け取ってもらうというのは、すごく難しいことであると思うのです。

あとは、公文書館ができたときの思いですね。あなたたちが使う公文書は、これから先の人たちにとっての資料になるわけですから、全部が残るのだというぐらいのつもりでもって扱ってもらわなければ、責任をもって残してもらえないと思うのです。

今、私たちが委員をやらせていただいていると、今日見ても、八十何%が廃棄される文書であるという結果を見ると、私は結果的にそういうことに同意するという重い責任を感

じていて、大丈夫なのだろうかと自分でも不安でしょうがないのです。当然公文書を保存する、残すということに対しては、全く不安は感じません。それは残して当然だろうし、残るのならいいと思いますけれども、廃棄してしまうということに本当に大丈夫なのだろうかという不安を私も抱えています。後世の人たちに本当に責任が持てるのかと考えると、委員としての責任がすごく重く感じられて、とてもできないという反省にもつながってしまいます。

ですから、職員の皆さんの自覚というか、そういう大切なものを扱っているのだということ、1回、2回と研修を重ねるということや、そのやり方ではなくて、折に触れ、機会を見て、繰り返し理解してもらえないのではないかと思います。前回に言った研修のやり方やあり方、あるいは回数の話では決してないのだということをご理解いただきたいと思います。

○大濱会長 ほかにございますか。

もう一つ、来て研修を受けてもらうのと、館の専門員の人たちは3年契約みたいな短い期間だろうけれども、その間に、この館というのは、特定重要公文書という概念の中でやられている公文書館だということを中心に自覚的に学んでいってほしいと思うのです。その部分がなくて、結局、わかりやすい古いものという話になってしまうのでは困る。その辺のところを踏まえて、5年目の検証を館内で少し考えてくれませんか。

それから、ここが外に打ち出す講座は何なのかということですが。

また、沖縄県あたりがやり出しているように、館の機関紙も査読体制をとることでお互いに高めていくということを具体化していったらどうかと思うのですが。

それと、公文書館だよりというものはこの委員のみんなに送ったらどうですか。

○事務局（高井公文書館長） 毎年、暮れに出してはまして、ちょうど審議会があるので、去年も同じような時期に配ったと思います。これからは、できたら送ります。

○大濱会長 考えておいてください。

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大濱会長 では、運営と5年目の問題についてはそれぐらいにして、事務局から連絡事項はございますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 本日は、ご審議をどうもありがとうございました。

次回の会議のご案内をさせていただきたいと思います。

次回の会議は、今のところ、来年度の夏ごろを予定しております。

具体的な日程につきましては、また改めて調整をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大濱会長 それでは、平成29年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧は、承認されたものとします。

次回の会議までに、今言われた問題についてはこうなったというものをご報告していた

だいて、館の機関紙等の在り方についてもここらで一度検証してみてください。

### 3. 閉 会

○大濱会長 平成29年度第2回札幌市公文書管理審議会を閉会します。

どうもありがとうございました。

以 上